記
税理士　津田　雅子　昭和15年８月12日生
税理士名簿登録番号　第82462号
税理士事務所　神奈川県川崎市幸区古市場２丁目76番地
住所　神奈川県川崎市幸区古市場２丁目76番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　小見さゆり　昭和34年４月22日生
税理士名簿登録番号　第63108号
税理士事務所　群馬県高崎市下小鳥町903番地３
住所　群馬県高崎市筑縄町73番地10

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　太田　　均　昭和25年７月31日生
税理士名簿登録番号　第55130号
税理士事務所　東京都港区虎ノ門１―11―７第二文成ビル３階
住所　東京都北区豊島４丁目15番25―608号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　渡部　　修　昭和34年８月８日生
税理士名簿登録番号　第80177号
税理士事務所　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町３―33―18ＳＫビル５階
住所　神奈川県横浜市金沢区乙舳町14番５号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月17日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　旭　　卓雄　昭和29年９月12日生
税理士名簿登録番号　第52941号
税理士事務所　東京都千代田区三番町７番２号ヴィラロイヤル三番町506
住所　神奈川県川崎市多摩区西生田３丁目18番６号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月22日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　青坂　　彰　昭和24年９月20日生
税理士名簿登録番号　第114046号
税理士事務所　東京都墨田区錦糸４丁目４番３号ＫＤビル203号
住所　千葉県船橋市金杉８丁目22番６号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　森　　公利　昭和36年５月13日生
税理士名簿登録番号　第88551号
税理士事務所　愛知県春日井市八田町２丁目42番地１
住所　愛知県春日井市八田町２丁目42番地１

下記の者については、税理士法第46条（昭和26年法律第237号）の規定に基づき、平成28年６月17日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　大平　　宏　昭和32年７月20日生
税理士名簿登録番号　第86067号
税理士事務所　神奈川県横浜市中区山元町２丁目95番地
住所　神奈川県横浜市中区山元町２丁目95番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　宋　　憲枝　昭和38年12月11日生
税理士名簿登録番号　第97662号
税理士事務所　東京都大田区萩中１―８―17―202柳下方
住所　千葉県松戸市栄町５丁目371番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月23日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　堀内　博敏　昭和28年６月21日生
税理士名簿登録番号　第61086号
税理士事務所　熊本県熊本市北区龍田陳内２丁目42番12号
住所　熊本県熊本市北区龍田陳内２丁目42番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　明石　　守　昭和42年７月12日生
税理士名簿登録番号　第117021号
税理士事務所　宮崎県宮崎市出来島町１番地５
住所　宮崎県宮崎市出来島町１番地５

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成28年６月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。
平成28年６月30日　財務大臣　麻生　太郎
記
税理士　後田　明男　昭和24年11月３日生
税理士名簿登録番号　第113996号
税理士事務所　東京都江戸川区東小松川１―10―22
住所　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目45番１号

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３５号
福井市春日１丁目16番24号
債務者　クランベルこと　山岡　義則
１　決定年月日時　平成28年６月16日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　宏和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目７番13号、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目４番11―207号　ダイアパレス若葉富士見公園
債務者　南　　和隆（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８２号
滋賀県大津市唐崎１丁目19―29　ＯＮハイツ201号、住民票上の住所京都市下京区七条御所ノ内西町３番地１　ルミエール西大路212号
債務者　岩見　　進
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤進一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係